公立大学法人山口県立大学の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果

(素 案)

平成30年7月 日

山口県公立大学法人評価委員会

公立大学法人山口県立大学の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果

1 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2第1項

2 評価の対象

中期目標(平成24年3月指示。目標期間:平成24年度~平成29年度)の達成状況

3 評価の目的

法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の 向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する。

4 評価者

山口県公立大学法人評価委員会 (委員構成は次表のとおり)

氏 名		役 職 等							
辻 正二	<u> </u>	保健医療経営大学特任教授 【委員長】							
岸本育	実	税理士							
首藤裕言	→	公益財団法人山口県ひとづくり財団							
首藤裕言	μĵ	常務理事兼県民学習部長							
広 中 千 億	佳	有限会社広中食品代表取締役							

(委員長以外50音順)

5 評価を実施した時期

平成30年6月30日から平成30年8月 日まで

6 評価方法の概要

(1) 評価の実施に関する定め

公立大学法人山口県立大学の業務の実績に関する評価の実施要領(平成19年5月山口 県公立大学法人評価委員会決定)

(2) 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

(3) 法人の自己評価の方法 (評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要)

	【最小単位別				【大項目別記	評価】		【全体評価(総合的な評定)】				
①中期計画の最小項目(全201項目)ごとの達成状況を5段階評価			積上		期目標の5つの 状況を5段階評値		積上	③中期目標全体の達成状況を5段 階評価				
評点	評語	判断の目安		符号	評語	判断の目安		符号	評語	判断の目安		
5	中期計画を十 二分に達成	達成度 120%以上		S	中期目標を十 二分に達成	①の評点の 単純平均値 4.3以上		S	中期目標を十 二分に達成	②の評点の 加重平均値 4.3以上		
4	中期計画を十 分達成	100%以上 120%未満		a	中期目標を十 分達成	3.5以上 4.2以下		A	中期目標を十 分達成	3.5以上 4.2以下		
3	【標準】 中期計画を概 ね達成	90%以上 100%未満		b	【標準】 中期目標を概 ね達成	2.7以上 3.4以下		В	【標準】 中期目標を概 ね達成	2.7以上 3.4以下		
2	中期計画はやや未達成	70%以上 90%未満		С	中期目標はやや未達成	1.9以上 2.6以下		С	中期目標はや や未達成	1.9以上 2.6以下		
1	中期計画は未 達成	70%未満		d	中期目標は未 達成	1.8以下		D	中期目標は未 達成	1.8以下		

注:評点の付け方について

<u>ほぼ計画どおり達成した場合を「標準」とし3点を付す。4点以上は、達成度が計画以上である場合に付すことが基本</u>である。例えば、制度、仕組みを整備する計画の場合、計画に沿って当該制度等を整備した場合は3点を付し、整備された制度等が既に機能を発揮していると認められる場合に4点以上を付すこととなる。

(4) 評価実施の経過

6月29日法人から業務実績報告書の提出7月 9日評価委員会開催(第33回)7月24日評価委員会開催(第34回)7月 日評価書原案決定8月 日評価書原案の法人提示8月 日評価書原案に対する法人意見の提出8月 日評価書の確定

7 評価の結果

(1) 総合的な評定

中期目標を概ね達成(「標準」のB評価)

【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期目標を概ね達成」となっている。 評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等 に基づきその妥当性を検証したところ、自己評価は定められた方法に従って行われており、全ての評価項目において自己評価と異なる評定をすべき事項もなかったことから、評価委員会の総合的な評定は、法人の自己評価どおりとすることが妥当であると判断した。

(評定概要)

*法人の自己評価どおりである。

大項目区分		中期目標期間実績の評価(評定)													
	中期計画 (H24~29) 項目数		評点別項	評 点	大項目区分										
		5点	4点	3点	2点	1点	平均値	ごとの評定							
		(120%以上)	(100~120)	(90~100)	(70~90)	(70未満)									
教育研究	34	3	13	13	5	0	3.41	b(概ね達成)							
業務運営	7	0	0	7	0	0	3.00	b(概ね達成)							
財務内容	5	0	2	3	0	0	3.40	b(概ね達成)							
点検•評価	1	0	0	1	0	0	3.00	b(概ね達成)							
その他	3	0	0	3	0	0	3.00	b(概ね達成)							
全体	50	3	15	27	5	0	3.29	B(概ね達成)							

(2) 概 況

ア 全体的な状況

山口県立大学は、昭和16年に開設された山口県立女子専門学校を母体とし、昭和25年の山口女子短期大学設置、昭和50年の山口女子大学への改組転換、平成8年の山口県立大学への名称変更及び男女共学化、平成18年の公立大学法人化を経て現在に至っている。

法人化後の大学においては、健康や文化に関する専門的な教育研究を行うとともに、人材の育成や研究成果の社会還元による地域貢献活動を積極的に展開するなど、地域社会の発展に寄与する存在感ある「地域貢献型大学」となることを目指し、中期目標、中期計画、年度計画に基づいて、教育研究の質の向上や業務運営の改善に取り組んできたところであり、更なる機能的・機動的な大学運営が実現できるよう、平成26年4月に理事長・学長一体型の運営体制から理事長・学長別置型の運営体制へ移行した。

中期目標期間中の業務の実績についてみると、全体としては、文部科学省補助事業の「グローバル人材育成推進事業」、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」、「地(知)の拠点整備事業(COC事業)」、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に採択され、これらの事業を活用した教育研究の取組が成果を上げている。

また、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関である公益財団法人大学基準

協会が平成29年度に実施した認証評価においても「大学基準に適合」と認定されており、中でも地域の期待に応える優れた人材の育成を通じて地域に貢献している点が高く評価されている。

中期目標の項目ごとについてみると、まず、教育については、国家試験合格率や 就職決定率に関する数値目標を達成するとともに、海外実地体験の実績を積み、世界 の地域と日本の地域を結び、地域課題の解決ができる「インターローカル人材」を育 成し、学部学科横断型授業(ヒューマンケア・チームアプローチ演習)を行うなど、 特色ある教育を推進している。

また、大学教育の質の保証・向上に資するため、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「入学者受入方針」の3つの方針を定め、これらの方針に基づき、学位授与のプログラムの整備・運用が行われている。

学生支援については、「総合的な学生支援活動に関する方針」を策定し、課題の分析を行い、アンケート調査等に基づく改善への取組やインターンシップへの参加促進等の取組を実施し、学生生活全般の質の向上に努めている。

研究については、論文発表や科学研究費補助金申請の件数が増加し、県政の課題解決に資する「健康福祉社会づくり」「ライフイノベーション」「やまぐち学」の3つの研究課題について総合研究を行い、フォーラム等により公開し、地域に還元するなど、維持向上の取組が行われている。

地域貢献については、「桜の森アカデミー」を開設して地域の発展を担う人材の育成に努め、3つの研究課題について総合研究等を行うなどシンクタンク機能を発揮し、地域交流スペースYucca(ユッカ)において県民との連携・交流を図るなど、着実に推進されている。

業務運営については、理事長・学長別置型への移行や共通教育機構及び附属組織等の改編により事務等の合理化を推進するとともに、管理職教員や事務職員を対象とした人事評価の本格実施等による教職員の職能開発やSNS等を活用した大学情報の戦略的発信が行われるなど、着実に推進されている。

財務内容については、第1期中期計画の計画総額を上回る自主財源を確保し、計画的な余裕金の運用や経費削減を図るなど、改善が図られている。

以上のことから、法人は「中期目標を概ね達成した」と評価することができる。

今後、法人にあっては、「地域貢献型大学」として、これまでの成果をさらに発展させるとともに、全国に誇れる新たな取組にも積極的に挑戦することにより、県民や地域社会の期待に応え、地域を牽引することを期待する。

イ 大項目ごとの状況

全体的な状況に掲げた事項に関連し、特記すべき長所や問題点を以下に列挙する。 (文末のNo. は該当する中期計画の番号。白抜数字は評点)

(ア) 教育研究等の質の向上に関する事項

教育

2

- ① 地域に関わる「マインド」の育成や国際コミュニケーション能力の育成については、正課・正課外の全学的な教育プログラムの実施等により、住民主体の社会参加活動への参画や外国人との交流活動への参加率が平成29年度において90%に達している。(No. 1、No. 2) 3
- ② 英語担当非常勤講師を対象とした研修、正課外の学習サポート、TOEIC 対策会議などの取組により、平成 29 年度において、約77%の学生が入学時より TOEIC 取得点数が向上し、55.9%の学生が TOEIC テスト 450 点に到達している。(No.3)
- ③ 全ての学生が海外実地体験を積むことができるように、1年から4年までを一貫する留学教育としての域学共創学習プログラムを設定・開講するとともに、語学研修・スタディツアー・海外インターンシップへの参加指導などの取組により、平成29年度において、国際文化学部国際文化学科卒業生の93.6%が海外実地体験を積むなど、中期計画を十分に達成している。(No.4) 4
- ④ 専門的外国語運用能力の育成については、チューター、ゼミ教員からの指導、留学生や留学経験がある上級生による学習会の実施など、学生と教員が一丸となって取り組み、TOEICテスト 550 点以上を取得した者の割合は目標を下回ったものの、目標達成率は年度を追うごとに上昇するなど、一定の評価はできる。(No. 5)
- ⑤ 科目運営の整備や面談指導等の取組により、山口県立美術館等で開催する「卒業展+」のほか「専門演習」や「地域実習」などにおいて、平成26年度には90%を超える学生が、平成27年度以降は、全ての学生が卒業までに創造的活動の成果を学外に発表し、批評を受ける体験を2回以上積むことができている。平成27年度入学生からは必修科目の履修により、成果を学外に複数回発表する仕組みを整えるなど、中期計画を十分達成している。(No.6) 4
- ⑥ コミュニティーソーシャルワークを専門とする教員1名を新たに採用し、授業では、地域の福祉課題に積極的に関与する地域福祉実践力の育成の取組成果を示す指標をソーシャルワーク実習担当教員で開発している。

また、学生の地域活動を育成・推進する課題活動を実施し、教員と学生が一体となって、子育てに関するピアカウンセリングや障害児の母親との交流活動を積極的に展開し、コミュニティーソーシャルワークに関する専門能力の基盤の習得に効果を上げるなど、中期計画を十分達成している。 (No. 7) 4

⑦ ヒューマンケア・チームアプローチに関する授業については、看護、栄養、社会福祉の異なる領域の教員で構成しており、支援方法を学生主体で検討することにより多角的視点を養っている。

また、学生による相互評価に当たり、各評価の視点をまとめた評価基準の作成や学生による「振り返り評価」の実施などにより、専門領域のみならず、保健・医療・福祉に関わる他の様々な職種の人々とチームとして働くことの意義や必要性を学び続ける態度を培うことができており、中期計画を十分達成している。(No. 8、No. 12) 4

- ⑧ 実習受入施設との連携関係を深めるため、実習指導者との連絡協議会や研修会を開催し、実習の実施計画の確認と実習前後の振り返りを行っている。これらの取組により、実習指導者による学生の実習評価(5段階評価)は評価数値3.6~4.2の評価が継続して得られている。(No.9) 4
- ⑨ 社会福祉士の国家試験合格率は、平成29年度においては71.6%(目標70%以上)、6年間の平均は56.4%となっている。(No.10)
- ⑩ 精神保健福祉士の国家試験合格率は、平成29年度においては100%を達成し、6年間の平均においても84.7%に達するなど、中期計画(目標70%以上)を十二分に達成している。(No.11) 5
- ① 看護師、保健師、助産師の国家試験合格率は、平成29年度においてはいずれも100%を達成し、6年間の平均においても約98%に達するなど、中期計画(目標100%)を十分達成している。(No.14) 4
- ② 管理栄養士の国家試験合格率は、平成29年度においては95.3%(目標100%) 6年間の平均は94.1%となっている。(No.16) 3
- ③ 国際文化学研究科及び健康福祉学研究科(博士前期課程)における社会人入学 志願者の増加については、大学院オープンキャンパスや広報活動の取組等を行ったが増加には至らず、目標はやや未達成である。引き続き、生涯学習拠点として、 社会人の大学院受入れの推進に取り組むよう期待する。 (No. 17) 2
- ④ 「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「入学者受入方針」の3つの方針について具体性・体系性の向上を図るため、入学者選抜方法の見直し、新たなカリキュラムの導入、教育改善を可視化するために教員がチームを組んで授業改善策のワークシートを用いた検証・改善を行っている。(No. 19) 3

学生支援

① 教育と学生支援の連携による総合的な学生支援活動の推進とその質保証に資するための指針として、「総合的な学生支援活動に関する方針」を策定し、現状に対する学生の意識やニーズを毎年の調査で把握しながら学生支援の改善に努め、学生の高い満足度(概ね80%)に結びついている。

また、キャリア教育に関しては、文部科学省補助事業の「産業界のニーズに応じた教育改善・充実体制整備事業」を活用して実践型のプログラムによるインターンシップ事業に取り組み、定着させている。さらに、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COCプラス)」により、地域が求める6つの力を備えた人材(やまぐち未来創生リーダー)の育成を進めている。(No. 20、21)

② 学部卒業生の就職決定率は、6年間の平均で97.8%であり、中期計画(各年度において100%)を十分達成している。(No.22) 4

研究

- ① 全ての専任教員による論文等の年1件以上の作成・公表の目標については、公表率の6年間の平均は84.0%であったが、平成28年度、平成29年度と90%を超え、平成29年度には96.9%になるなど、年度を追うごとに向上している。(No.23) 3
- ② 全ての専任教員による毎年の科研費の申請及び審査機関からの評価については、平成29年度において申請率は87.3%であり中期計画に掲げる目標は下回るものの、外部講師による研修や申請支援を実施するとともに、申請書の内容に関する質向上に向けてピアレビューを募り、内容をチェックできる体制づくりを行うなど、一定の評価はできる。 (No.24) 2
- ③ 県政課題解決に資する「健康福祉社会づくり」「ライフイノベーション」「やまぐち学」の3つの研究課題について、学際的研究チームによる総合研究が展開されている。

また、研究の成果を毎年度フォーラムの開催及びブックレットの発行により公開し、受託研究等につながるなど中期計画を十二分に達成している。 (No. 26)

④ 地域が抱える諸課題の解決に寄与するための共同研究や委託研究の受入れについては、包括連携協定を活用した情報交換会やビジネスメッセへの出店等の実施により、平成29年度において33件であり、中期計画(年間25件程度)を十二分に達成している。(No. 27) 5

地域貢献

- ① 入学者に占める県内生割合の向上については、入試制度の見直し、県内高校で行う出前講義や学生による母校訪問など積極的な広報活動を行ったが、平成30年度入学者では42.7%、6年間平均では46.7%であり、中期計画に掲げる目標(60%)はやや未達成である。県内生割合の向上のため、県内推薦枠の拡大などの入試制度の見直しや男子学生を引き付けるための学部の見直し等の取組を期待する。(No.28) 2
- ② 卒業生の県内就職割合の向上については、各関係機関との連携強化や県内企業 訪問による新規求人開拓や採用促進に取り組んだが、平成29年度では42.3%、6年間平均では43.5%であり、中期計画に掲げる目標(各年度において50%を 超える)はやや未達成である。

就職時における若者の県外流出に歯止めをかけるため、「県立」の大学として、 県内高等教育機関・行政・産業界とも連携し、卒業生の県内就職割合を高める更なる取組を期待する。 (No. 29) 2

③ 実習教育の充実と保健医療福祉施設におけるサービス向上に資するため、県内 の施設等との連携協力に関する協定等を締結したほか、本学教員による研修会、 調査研究に取り組み、県内保健医療福祉施設職員の実践力向上に努めている。

また、キャリアアップ研修について、本学の特色である健康福祉分野での専門教育をより活用すべく対象分野を拡大してコースの充実を図り、平成27年度からは5コースを開講している。このことにより、プログラム数だけでなく、関わる教員数の増加や多様化、学部等を超えた協働が実現できている。(No.30) 4

④ 学生と県民がともに学ぶ生涯学習プログラム「桜の森アカデミー」を開設し、地域課題解決に資する人材「やまぐち学マイスター」「子育てマイスター」「在宅マイスター」を育成する3コースの講座を運営し、5年間で合計209人のマイスターを輩出している。その中からいくつもの自主的活動グループが生まれており、地域観光の振興や子育て支援等の活動が行われている。

また、県内市町の地域課題に合わせたテーマを講義する出前型講座「サテライトカレッジ」を県内各地で提供している。 (No. 31) 4

⑤ 県内の保健医療福祉機関や教育機関との連携協定締結数を増加(7件)するとともに、協定先と情報交換会等の連携活動を定期的に行うことで、受託研究・共同研究等の獲得につなげている。

また、協定を締結していない市町等とも訪問ヒアリングや情報交換会などによ

り連携を図ることで、サテライトカレッジや寄附講義等の生涯学習事業を行ったほか、行政や企業等からの要望に応じて、学生による地域活動を展開している。 (No. 34) 4

(イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

事務等の合理化の継続的推進

平成26年度より理事長と学長を別に置き、理事長が経営面を、学長が教学面を担当する新たな運営体制に移行している。これに伴い、経営面・教学面ともプロジェクトチームを設置し、諸課題に取り組んでいる。

平成28年度から共通教育機構及び附属組織等の組織について、大学業務の大分類である「教育」「研究」「地域貢献」のカテゴリーに集約し、必要な業務の再配分を行い、各種委員会についても所掌機能の分割や役割強化を図っている。

また、事務組織の統廃合や事務職員の管理職ポスト新設など組織の再編に応じた職員の配置を行っている。(No. 35) 3

人事評価制度等による職能開発の推進

管理職教員に対しては平成25年度から、事務職員に対しては平成29年度から人事評価制度を導入している。一般教員に対する人事評価は平成28年度に試行を実施し、平成29年度に本格実施のための実施要領を策定し、平成30年度から評価制度を導入することとなっている。学生や県民から高い評価を受ける教員となるよう評価制度が適切に運用されることを期待する。(No. 38) 3

大学情報の戦略的発信

全学一体となった魅力発信を展開していくため、新たな大学広報戦略となる基本 方針を策定し、これに沿って積極的な広報活動が展開されている。

大学情報の発信については、学生募集を念頭に、高校生を対象としたSNSの活用やリーフレットを活用した学外への訪問広報活動等を実施している。

また、基本的情報である審議機関に関する情報や施設整備に関する情報などを新たに公表したほか、研究者情報について内容を充実させている。

外部からの意見等を踏まえ、大学ウェブサイトの全面的なリニューアルを行い、 課題であったスマートフォン対応による幅広い世代への戦略的・効果的な大学情報の

- (ウ) 財務内容の改善に関する事項
 - ① 第2期中期計画期間の自己収入総額は5,567百万円となり、第1期中期計画期間の5,165百万円を上回る自主財源を確保し、目標を十分達成している。 (No.42)

② 第2期中期計画策定時に見込んでいなかった新キャンパスの建設、移転及び維持管理に伴う経費を除いた場合、一般管理費及び予備費の第2期中間計画期間の総額は1,129百万円であり、第1期中期計画期間の総額1,195百万円の5%以上を削減する目標(1,135百万円)を十分に達成することができている。なお、新キャンパス建設等に伴う経費を含めた場合の総額は1,276百万円であった。(No.45)

4

4

(エ) 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項

毎年度、法人の自己評価・外部評価結果、法人・大学に関する重要事項を審議する経営審議会・教育研究評議会における審議の概要や学外委員からの意見・対応状況等について、ウェブサイトで公表を行っている。

また、同窓会との情報交換会を年2回実施し、大学の取組・状況報告等を行っている。

教育情報の公表項目については、大学認証評価の評価基準と照らし合わせ、定期的に見直し・改善を行い、計画的に公表するとともに、学外者が教員情報をより得やすいデータベースシステムを導入し、ウェブサイトで公開している。(No. 47) 3

- (オ) その他業務運営に関する重要事項
 - ① 県の「山口県立大学第二期施設整備計画」に基づき、平成24年度に大学において基本設計を行い、施設整備について、第一、第二、第三段階と計画的に実施することとした。

この基本設計を踏まえ、第一段階として、平成27年1月に新4号館(栄養学科棟)が、同年5月に新2号館(学部共通棟)が着工され、両館とも平成29年4月から供用開始している。

また、第二段階として整備する新3号館(国際文化学部・社会福祉学部・図書館

棟)及び新厚生棟の実施設計は平成28年度末までに完成し、新3号館については平成30年3月に着工している。

この間、大学では、県の事業が着実に推進されるよう、定例会議等により県との連携・協働を図るとともに、学部長等を構成員とする新キャンパス整備推進チーム会議を開催し、学内調整を行うなど、必要な取組が進められている。

なお、既存の施設整備の維持補修については、費用対効果を考慮しつつ、外壁・内壁補修や水道管の更新など、良好な教育研究環境の確保に必要不可欠な維持補修が適切に行われている。(No. 48) 3

② 法令遵守については、平成25年度に法令遵守に係る実施体制及び各部署が業務 上又は業務外で遵守すべき法令を集約・決定し、学内に周知の上で遵守の徹底を 促すとともに、平成26年度からは、当該実施体制に基づき、法令遵守に係る内部 監査を行っている。

危機管理については、全教職員に「危機管理マニュアル」を配布し、年1回、 社会情勢を踏まえた危機対応訓練(情報漏えい、不審者、海外危機)を行うこと で、危機管理に係る知識の習得や意識の向上を図っている。加えて、教職員が初 期消火の手法や応急手当の基礎知識を習得できるよう、消防訓練及び心肺蘇生法 ・AED講習を毎年交互に実施している。今後とも、危機管理について、万全を 期するよう期待する。

また、情報システムの全般的統制に関する方針等が定められ、適切に運用されている。 (No. 50) 3

(3) 従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況

毎年度の業務の実績に関する評価において、評価委員会が中期計画の遅れを指摘した項目については、翌年度において所要の措置が講じられている。また、平成23年度に実施された大学基準協会の評価において努力課題として指摘のあった7項目についても、所要の措置が講じられており、従前の評価結果が業務運営に活用されていると認められる。

なお、今回の評価において、本委員会が中期計画の未達成を指摘した事項については、新たな中期計画に反映されており、今後の改善に向けた取組を期待する。

(4) 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項なし

- 8 法人に対する勧告なし
- 9 法人からの意見の申出とその対応
- 10 項目別評価結果総括表 (別表のとおり)

別表 項目別評価結果総括表

7332		評価結果総括表 分 中期計画 最小単位別評価の評点の内訳(個数) 最 小 最小単位別評価の評点の内訳(構成割合(%)) 大項目												大項目	備考				
1	- ^	項目数	5点	4点	3点	2点	1点	計	単位別	5点	4点	3点	2点	1点	計	3 点	別評価	の	VII.3 3
(大項目									評価の 評 点							以上の 評点が	(評定)	ウエイト	
	項目) 小項目)								平均値							占める割 合			
(/	1-81/	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	(1)	12	13	14)	15	16	17)	
第1 教	教育研究等の質の向上	34	3	13	13	5		34	3.41	8.8	38.2	38.2	14.7	0.0	100.0	85.3	b	0.50	
(1	再掲含む単純計)	36	5	13	13	5		36	3.50	13.9	36.1	36.1	13.9	0.0	100.0	86.1			再掲(No.26,27)
1 巻	 女育	19	1	7	9	2		19	3.37	5.3	36.8	47.4	10.5	0.0	100.0	89.5			
(1	1)特色ある教育の推進	18	1	7	8	2		18	3.39	5.6	38.9	44.4	11.1	0.0	100.0	88.9			
	2)大学教育の質保証に資する学 プログラムの整備運用	1			1			1	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 学	学生支援	3		3				3	4.00	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 矽	开 究	5	2		2	1		5	3.60	40.0	0.0	40.0	20.0	0.0	100.0	80.0			
4 均	也域貢献	9	2	3	2	2		9	3.56	22.2	33.3	22.2	22.2	0.0	100.0	77.8			再掲(No.26,27)
(1	1)地域の発展を担う人材の育成	2				2		2	2.00	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0			
(2	2)県の政策形成等に貢献する シンクタンク機能の発揮	2	2					2	5.00	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
(3	3) 県民との連携・交流の推進	5		3	2			5	3.60	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
第2 業	業務運営の改善及び効率化	7			7			7	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	b	0.20	
1 事	事務等の合理化の継続的推進	3			3			3	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
	く事評価制度等による 能開発の推進	3			3			3	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 大	大学情報の戦略的発信	1			1			1	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
第3 則	オ務内容の改善	5		2	3			5	3.40	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	100.0	100.0	b	0.20	
1 🖹	自主財源の確保	1		1				1	4.00	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 彩	圣費の抑制	3		1	2			3	3.33	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 貨	資産の管理及び運用	1			1			1	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
	自己点検、評価及び当該状 に係る情報の提供	1			1			1	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	b	0.05	
第5 そ	その他業務運営	3			3			3	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	b	0.05	
1 旅	施設設備の整備、活用等	1			1			1	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 岁	安全衛生管理	1			1			1	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 注	去令遵守及び危機管理	1			1			1	3.00	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
	単純合計(ウェイト非考慮)	50	3	15	27	5		50	3.32	6.0	30.0	54.0	10.0	0.0	100.0	90.0			
	全体評価								3.29	4.4	27.1	61.1	7.4	0.0	100.0	92.6	<u>B</u>	1.00	

- 13 -